

告 知

会員各位

日本血液事業学会

会 長 南 陸 彦

編集委員長 中 島 一 格

医学・医療にかかわる活動は個人情報扱う機会が多く、プライバシーの保護には、十分な配慮が求められています。血液事業やその研究活動においても、献血者や患者の個人情報の扱いには細心の注意を払い、プライバシーの保護につとめねばなりません。

すでに多くの医学会は、ほぼ共通のプライバシー保護ガイドラインを制定していることから、このたび日本血液事業学会においても、去る平成24年10月16日の評議員会の議を経て、下記のように「日本血液事業学会のプライバシー保護ガイドライン」を制定し、併せて機関誌「血液事業」の投稿規定を一部改訂しました。

以後の投稿については、新しい投稿規定に従って原稿の作成をしてください。

日本血液事業学会のプライバシー保護ガイドライン

機関誌「血液事業」への投稿論文や日本血液事業学会での研究発表における献血者および患者のプライバシー保護に関するガイドライン

献血者や患者のプライバシー保護に配慮し、献血者や患者が特定されないよう以下の項目について留意しなければならない。

1. 献血者や患者個人が特定可能な氏名、採血番号、製造番号、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
2. 献血者や患者の住所は記載しない。ただし、副作用や疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする。（神奈川県、横浜市など）
3. 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は記載してよい。
4. 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合は、診療科名は記載しない。
5. すでに他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに住所地を記載しない。ただし、救急医療などで搬送もとの記載が不可欠の場合この限りではない。
6. 顔写真を掲示する際は目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないように眼球のみの拡大写真とする。
7. 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
8. 以上の配慮をしても個人が特定できる可能性がある場合は、発表に関する同意を献血者や患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得る。

9. 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例では、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省, 厚生労働省及び経済産業省: 平成13年3月29日, 平成16年12月28日全部改正, 平成17年6月29日一部改正, 平成20年12月1日一部改正) による規定を遵守する。
10. 疫学研究では、「疫学研究に関する倫理指針」(平成14年6月17日, 平成19年8月16日全部改正, 平成20年12月1日一部改正) による規定を遵守する。
11. 臨床研究では、「臨床研究に関する倫理指針」(平成15年7月30日, 平成20年7月31日全部改正, 平成20年厚生労働省告示第415号平成21年4月1日より施行) による規定を遵守する。

※ 9～11の詳細は、厚生労働省のホームページ「研究に関する指針について」をご参照願います。

制定 平成24年10月16日